# 第习回 <br> 講演会のお知らせ <br>  

## 日時 8 10月25日（林）午後日時から

場所 8 活性化也次夕二（南部町役場本庁舎隣）
定員 8 250名 会費 8 無料
主催 8 南部町。南部町在宅医療連携協議会
なにら゙健康会議



## 内 容

# 「富㐊宮市の取り組み，本人及ぴご家族の話」 

富志宮市 赤池さんご夫婦「フレイルと認知症について」
身延山病院 整形外科 車先進先生
「第5回やぶ「医者大賞受賞報告」
南部町医療センター市川万邦先生今年もみんなで認知症について考える会を企画し
ましだっ今年のテーマは本人，介護者支援です。
ごらすこでご参加ふだざい。
問い合わせ先
南部町在宅医療連携協議会事務局
南部町医療センター 市川 0556－64－3117

##  

「平成30年秋季全国火災予防運動」が実施されます。ご自宅の防火対策は万全か，普段の生活の中で火災の発生に繋がる危険な習慣はないか，今一度ご確認をお願いします。

## 《 3 つの習慣》

（1）寝たばこは，絶対やめる。
② ストーブは，燃えやすいものから離れた位置で使用する。
（3）ガスこんろなどのそばを離れるときは，必ず火を消す。
《4つの対策》
（1）万ーの火災の早期発見，早期避難のために【住宅用火災警報器】を設置する。（平成18年6月1日施行）
② 寝具，衣類及びカーテンからの火災を防ぐために，防炎品を使用する。
③ 火災を小さいうちに消すために，【住宅用消火器等】を設置する。また，設置済みの消火器本体表示を確認し，使用期間または使用期限が過ぎていれば新しいものと交換する。
（4）お年寄りや身体の不自由な人を守るために，隣近所の協力体制をつくる。

## 火を使用するすべての飲食店に

消火器の設置が必要となります。（2019年10月1日～）

＞消防法令が改正
○ 2016 年12月22日，新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け，飲食店に対する消火器の設置基準が改正されました。
＞小規模な飲食店でも設置が必要に
○建物の延べ面積150平方メートル未満の飲食店でも2019年10月1日 から消火器の設置が必要です。（150 平方メートル以上は，従前から設置が必要です。）
○ こんろなどの火を使用する設備又は器具に，防火上有効な措置（調理油加熱防止装置など）が講じられている場合は設置する必要はありません。
＞点検の実施•結果を報告する必要も
○設置した消火器は，設置後 6 カ月ごとに点検し，1年に1回管轄の消防署へ点検の結果を報告する必要があります。

## 未設置多数！住宅用火災警報器を直ちに設置しましよう。

峡南（広）消防本部では，毎年4月に管内の一般住宅や共同住宅を対象に，住宅用火災警報器の設置•維持管理状況について，職員が現地調査を実施しています。

2018年度の調査結果は，設置率 $77 \%$ と全国平均 $81.6 \%$ を大きく下回っています。
住宅用火災警報器は全ての世帯で設置が必要です。まだ設置していない世帯については，直ちに設置をしてください。
－ご不明な点がございましたら，消防本部までお問合わせ下さい。
峡南（広）消防本部（8 055－272－1919（代表）

